

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

準備書面(2)

令和4年9月22日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 崎山 敬太郎

第1 本件不開示部分(1)の一部を開示することについて

本件における争点を絞り込むため、本件不開示部分(1)のうち、以下の部分を開示する予定である。開示決定後、速やかに書証としても提出する。

- 1 移管台帳の標目欄
- 2 移管台帳左欄の本件人骨の番号
- 3 移管台帳右欄の本件人骨の性別

第2 被告の主張

1 第1準備書面第3の3（2）について

本条例7条7号柱書にいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるというべきであるが、行政機関としては当該行政文書の内容自体を立証することはできないのであるから、高度な蓋然性があることまで要求することはできないと解される（高松高等裁判所平成17年1月25日判決（判例タイムズ1214号184頁）（乙5号証））。

2 本件不開示部分(1)に関して

(1) 返還請求されるおそれ

原告の共同代表者亀谷正子氏、同玉城毅氏、同松島泰勝氏は、京都大学に対し、平成30年12月、百按司墓で収集した人骨の引渡し等を求めて京都地方裁判所に訴えを提起した（甲13号証 2頁）。

また、原告の共同代表者らは、沖縄県教育委員会に対し、平成31年3月21日までに本件人骨の再風葬を求めていた。同月26日には、被告は、原告の共同代表者らから、沖縄県教育委員会に対し、「国立台湾大学から返還される琉球人遺骨に関する要望書」が提出され、改めて書面でも再風葬を求められている（乙6号証 一覧表）。原告の共同代表者らの再風葬の求めとは、返還請求と実質的に同じである。

以上の経緯から、原告の共同代表者らが百按司墓から収集された人骨を特定できれば、被告は、原告の共同代表者らから人骨の返還を求められることが予想される。

本件不開示部分(1)に記載されている頭蓋骨の採集場所が公になれば、本件人骨のうち移管台帳に採集場所を「運天」等と記載された人骨が特定される。

そうすると、本件不開示部分(1)を公にすれば、原告の共同代表者らが、被告に対し、「運天」等と記載された人骨の返還を求める可能性が高い。さらに、被告は、本件人骨の収集場所にかかわらず、既に再風葬に応じられない旨回答していることから（乙7号証 回答書）、京都大学に対する請求同様に、被告に対しても本件人骨の一部の返還請求訴訟を提起される可能性が十分にある。

従前、説明したとおり、被告において、本件人骨に関する要望等

に関する被告の対応を検討するにあたっては、本件人骨を調査研究する者の意見が求められる（乙7号証、乙8号証 回答書）。また、本件人骨の返還請求が提訴されれば、本件人骨を調査研究する者が担当者となって、訴訟に対応していくことになる。

その結果、調査研究に費やす時間が削られ、公正かつ能率的な遂行ができなくなる。

したがって、本件不開示部分(1)を公にすれば、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行が不当に阻害される客観的なおそれがあるといえる。

(2) 要望等が増えるおそれ

許氏論文等でも、国立台湾大学は金関氏が収集した人骨を保管しているとされていたこと、原告の共同代表者らが、京都大学に対し、百按司墓から収集された人骨の返還を求めて提訴したこと等から、本件人骨は金関氏が百按司墓から収集したもののが含まれているであろうという点が注目されている。

そのため、現在、被告への要望等は、百按司墓から収集された人骨の利害関係者からのものほとんどであり、その他の推定採集場所の人骨に利害関係を有する個人ないし団体からの要望等は僅かである（乙6号証 一覧表）。

しかし、本件不開示部分(1)に記載されている頭蓋骨の採集場所を公にすれば、百按司墓以外の場所で収集された人骨も注目される可能性が高い。

そうすると、百按司墓以外の収集場所の人骨の利害関係者からの要望等が増えるおそれがある。

なお、本件不開示部分(1)に記載されている頭蓋骨の採集場所に運天等の記載があることが公になれば、百按司墓から収集された人骨

の利害関係者からの要望等も現状より増えることなどが予想できる。

したがって、本件不開示部分(1)を公にすることで、要望等が増えることは間違いが無い。その結果、要望等の対応に追われ、調査研究に割ける時間は減る。また、調査研究についての抗議や意見、質疑などを意識し、調査研究が萎縮するおそれもある。

したがって、本件不開示部分(1)に記載された頭蓋骨の採集場所を公にすると、被告の調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。

繰り返しになるが、原告の共同代表者らが、京都大学に対し、提訴した百按司墓で収集されたとされる人骨の引渡し等を求めて京都地方裁判所に訴えを提起していた（甲13号証 2頁）。この訴訟の判決によると、京都大学が保管している沖縄県で収集された人骨につき利害関係を有する個人ないし団体は、百按司墓に納骨された者の子孫ら以外にも複数存在することが窺われるとされている（甲13号証 19頁）。このように人骨に関しては、百按司墓から収集された人骨に限定しても、利害関係を有する者が複数存在するから、それ以外の地域から収集されたとされている人骨の収集場所が公にされれば引き渡しを求めるものや調査研究の中止を求める要望等が増えるおそれとは、客観的かつ具体的なものである。

3 本件不開示部分(2)について

(1) 答弁書第3、2、(1)の第2段落の主張の訂正

被告は、答弁書第3、2、(1)の第2段落において、本件不開示部分(2)-1は、「都道府県名」が記載されていると主張したが、「研究機関名等調査先」が正しく、「都道府県名」は誤りであったため、訂正する。また、答弁書第3、2、(4)、ア第1段落においても、本件

不開示部分(2)ー1に都道府県名が記載されていると主張したが、これも同様に「研究機関名等調査先」に訂正する。

(2) 本件不開示部分(2)ー1が公になれば、調査先を公にすることになる。

(3) 本件不開示部分(2)ー2、3について

本件人骨の総数は63である（甲8号証）。しかし、許氏論文において、金閔氏が、沖縄県で収集した人骨は80あると記載されている（乙4号証）。このことをもってしても、移管台帳と許氏論文に齟齬があることがわかる。また、原告は、移管台帳に「沖縄県国頭郡今帰仁村字運天」ないし「運天」等と記載されているであろう人骨が33体あると主張するが、移管台帳に33体分の「運天」等の記載はない。このように運天等と記載された人骨の数にも齟齬がある。なお、原告は、2019年4月、原告共同代表らが沖縄県教育庁文化財課濱口課長（当時）に、沖縄県文化財センターに保管されている本件人骨がどこから収集されたものかを尋ねたところ、同人は「33体は運天由来」と回答していた、また、同課の新垣氏が、本件人骨の33体には運天と書かれていることを肯定したと主張するが、いずれも否認する。被告は、原告からの2019年3月26日付け沖縄県教育委員会教育長あての要望書を受けて、同年4月15日に沖縄県立埋蔵文化財センターで本件人骨の保管状況を確認した際に、運天由来と考えられる人骨は将来的に今帰仁村が保管する旨を伝えたのであり、原告が同要望書で33体は運天由来と記載していたことを肯定したものではない。また、後者は、人骨に運天と書かれているものがあるかとの問い合わせに対し、書かれていることを肯定した回答であり、本件人骨の33体に運天と書かれていることを肯定したものではない。

原告は、甲15号証等を根拠に収集場所の根拠資料が存在すると主張するが、甲15号証は、琉球民俗誌（甲14号証）や許氏論文（乙4号証）をまとめたものであり、許氏論文については、1948（昭和23）年4月当時のデータである。それから移管されるまで71年近く経過している。また、本件人骨を保管していた国立台湾大学の研究室はその間に4度移転している。許氏論文と移管台帳の記載に齟齬がある以上、齟齬が生じた理由があるはずであり、それが研究室の移転によるものかは不明であるが、許氏論文の発表から移管までの間に齟齬が生じるような出来事が起こったとしか考えられない。

そのため、被告は、まずは被告自身の調査研究によって本件人骨の収集場所を明らかにする必要があると考えている。人骨の調査研究において、調査研究資料である人骨の収集場所を明らかにすることは、最も基本的な調査の一つである。収集場所が明らかになるとで、当該人骨の調査研究から明らかになったことを、本件人骨以外の人骨の調査研究と有効に比較検討することができるようになるのであり、また、研究資料としての重要性も定まっていくからである（甲9号証の◎事業概要及び説明欄の○令和3年度の計画・特徴等の第2段落2行目の「研究資料としての重要性」とはこの意味である。）（乙9号証 文献）。

(4) 調査先が特定されるおそれについて

許氏論文で計測資料とされた沖縄先人頭蓋骨には、金関氏が収集したものだけでなく、熊本医科大学から移管された人骨や和田格氏が収集し金関氏が保管していた人骨が含まれている（乙4号証）。

本件人骨の収集場所についての、被告の調査研究の端緒は、金関氏、和田氏、鳥居龍蔵氏等許氏論文に挙げられた本件人骨を収集し

た者や収集されてから移管されるまでに調査研究した可能性のある者（以下「関係者」という。）の研究成果や調査資料の有無を関係先に確認することである。許氏論文と琉球民俗誌（甲14号証）と移管台帳の記載が一致しないとはいえ、被告も本件人骨がこれらの者と関係のない人骨とは考えていないからである。

甲14号証は公刊されている書籍であり、甲15号証はインターネットで公開されている論文である。これらの情報は誰でもみるとができるものである。

本件不開示部分(2)ー2、3には都道府県名が記載されているところ、これらが公になれば、上記関係者とその都道府県とのつながりなどを検討することができる。そうすると、調査先が特定されるおそれがある。関係者が少ないと、インターネットで検索できることから、このおそれは十分現実的なものである。

令和元年9月に、被告が、原告の共同代表者らから、今後の調査について問い合わせを受けた際、例示として、金関氏が所属していた九州大学などに本件人骨に関する資料がないかなど確認し、あれば協力を求める旨の回答をした。このとき、原告の共同代表者らは、九州大学に対し、すぐに本件人骨に関する質問等が寄せられ、九州大学はこれに対応することになったと聞いている。

その後、被告が本件人骨に関する資料を有しているとの情報を得ている調査先の担当者に対し、調査研究への協力を打診したところ、上記のように多数の連絡がされること等を懸念し、協力に積極的になれないと連絡を受けた。

このような状況のなか、お願いを重ね、現在、協力へ前向きな返答を得られそうなところである。調査先が特定され、調査先に多数の連絡がされるようなことがあれば、これまでの交渉が無意味とな

り、被告の調査研究への協力はやはり難しいと断られるおそれがある。

以上のことから、被告は、本件不開示部分(2)に記載された調査先、都道府県名を公にすると、被告の調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。

4 その他

(1) 人骨研究に収集場所の調査が欠かせない理由について

被告における人骨の分析成果は、通常、遺跡の調査成果と合せて発掘調査報告書に掲載して広く公開する。この情報が比較研究の資料として活用されることにより、地域ごとの傾向や特徴を把握することができ、起源や移動経路、系統などが推定できる。

発掘調査で得られた考古学的成果と人類学的成果とをあわせることにより、土地利用の変遷や当時の文化・生活の様子に加え、どのような姿の人物・集団が、どのルートで移動したのかについても推定することができるため、今につながる沖縄の歴史や文化が築かれることになった起源や過程を知る上で、人骨の研究は不可欠なものといえる。

台湾大学から移管された人骨についても、基本的に上記方法によって調査・分析が進められるが、本件人骨の中には、収集場所が明らかでない資料が含まれている。個々の人骨の特徴は、収集された土地の特性を反映していることから、この状態で他の資料と比較研究を行っても十分な成果が導き出せず、現段階では資料的価値は乏しい。また、現時点の情報を公表した場合、その情報が真実であると認識され修正が困難となり、その後の研究にも活用できず、説明を求められても対応することができない状況になることが想定できる。

そのため被告としては、将来的に本件人骨 6 3 体の収集場所を特定した上で詳細な形態観察を行い、その計測データを基に比較研究した結果を調査報告書として公表したいと考えている。

(2) もっとも、被告は、収集場所につき調査研究を終えた段階で、その他の調査研究の進捗にかかわらず、中間報告として、本件人骨の収集場所についての被告の調査研究成果を発表する予定である。

調査先の協力を得られるか、協力が得られたとしても、その結果明らかになった事実がいかなるものかによって、発表時期が遅れる可能性がないとはいえないが、今後順調に進めば 2 年ほどでは中間報告できるものと考えている。

被告は、本件人骨の収集場所や調査研究先を公にすることで、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行が阻害されれば、調査研究の結果の利害関係者にとっても不利益が生じることになるため、現段階では、これらを公にすることはできないと判断した。しかし、適正に調査研究を終え、その結果を早く公表したいと考えている。

(3) ところで、原告は、京都大学、北海道大学が人骨標本台帳毎に記録された文書、アイヌ人骨台帳、アイヌ民族人体骨白骨台帳には、本件移管台帳と同様、人骨の収集場所、性別が記載されているが、両大学は不開示とはしていないと主張する。

しかし、移管台帳とこれらの資料とは、全く性質を異にする。つまり、両大学が開示した資料は、両大学の研究調査結果を記したものであり、かつ、両大学が長期間保管してきたもので、検証の機会も十分にあったものである。

一方で、移管台帳は、被告が、調査研究した結果、その成果をまとめて作成したものではなく、移管に際して、本件人骨の特定のた

めに作成されたものである。被告は、その記載が正しいものかもわからず、そこから調査しようという状況である。このようにそもそも同種の性質の資料ではなく、移管台帳の不開示処分と両大学が公開した資料の開示処分を比較することはできず、両大学の判断をもって、被告の処分が不当なものであったということはできない。

また、両大学が、現在、開示した資料につき調査研究を行っているかは不明であるが、仮に、現在の調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行が不当に阻害されるのであれば、両大学も不開示としたものと思料する。このように、主体のおかれている状況も異なるはずであり、原告の当該主張は、被告の処分の違法性を基礎づけるものではない。

以上